|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　１　巡回相談指導事業による伴走型支援の実施（１）ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する路上生活に至ることの防止に資する支援 |
| 実施計画内容 | 〇市町村への相談を経て、一時生活支援事業の利用につながるなど、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対し、福祉事務所、自立相談支援機関、公共職業安定所などの関係機関と連携し、生活上の相談、居住確保、就労に係る助言などの支援を行い、路上生活に至ることの防止を図ります。〇また、保健医療施策の活用に係る助言や多重債務など専門的な相談に係る問題については、保健師や弁護士などの専門職との連携や、専門の相談機関の紹介を通してその解決を図り、安定した居宅生活への移行を支援します。 |
| （1）事業実績 | 〇巡回相談指導事業では、福祉事務所等と連携して、居住確保のための同行支援等を行った。また、一時生活支援事業による支援の終了後に生活保護の適用を受けない者については、居住場所を管轄する自立相談支援機関に対して、本人同意のうえ支援に必要な情報を提供して、路上生活に至ることの防止を図った。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇巡回相談指導を行っており、同行支援などの対応がしやすい。本人自身では居宅探しや生活準備が困難な場合にきめ細かな支援が可能となり、居住確保につながっているため、路上生活に至ることを防止し、安定した居宅生活へ移行している。 |
| （3）課題・問題点 | 〇関係機関が多岐に渡り、実施主体が不明確となったため、支援方針や情報の共有ができないことがあった。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇引き続き、自立相談支援機関や関係機関と連携し、支援方針や情報の共有をし、本人の状態に応じたきめ細かな支援を実施する。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　１　巡回相談指導事業による伴走型支援の実施（２）路上生活に至った者の早期把握 |
| 実施計画内容 | 〇施設管理者との情報交換を密に行うとともにホームレスの自立支援に関する制度及び窓口の情報を提供するなど連携体制をより強化します。また、地域住民や関係機関と連携、協力し、新たに路上生活に至った者などホームレスに関する情報の早期把握に努めます。〇路上生活に至った者を新たに把握した場合には、関係機関との連携体制を速やかに整え、早期の段階で自立支援につながるよう努めます。 |
| （1）事業実績 | 〇ホームレスが起居する公園や道路、河川等を所管する国や大阪府、市町村の施設管理者、道路や電鉄の民間企業等と情報交換を行い、早期の段階での自立支援につなげた。　 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇起居する場所を移動するホームレスもいることから、ひとつの自治体ではなく、協議会として広域で巡回相談指導事業を実施しているため、早期把握につながっている。 |
| （3）課題・問題点 | 〇地域でホームレスがいつ発生するかわからないため、速やかに連携体制を整えることができるよう、定期的な情報交換が重要である。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇施設の適正な利用の観点から、施設管理者がホームレスに対し、退去指導を行うこともある。このため、より早期の段階でのホームレスへの自立支援策が必要となるため、引き続き、施設管理者との連携強化に努める。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　１　巡回相談指導事業による伴走型支援の実施（３）ホームレスの状況及びニーズの把握 |
| 実施計画内容 | 〇ホームレスとの継続的な面談により、個々の状況やニーズの把握を行います。〇路上生活が長期に及ぶ者や、路上生活からの脱却を望まない者、社会との関わりを望まない者に対しては、粘り強い相談活動を通じて信頼関係を構築し、その状況やニーズの把握に努めます。〇施設管理者などの関係機関と情報交換を行い、ホームレスの状況把握に努めます。また、健康状態の悪化や災害などの緊急時に適切な支援につなぐことができるよう、施設管理者等関係者と連携した見守り支援を継続します。 |
| （1）事業実績 | 〇路上生活の継続を希望する者や路上期間が長期化しているホームレスについては、巡回相談指導事業による継続的な訪問の実施により、信頼関係を築き、健康状態の悪化など困ったときの医療相談や施設入所、地域生活への移行につなげている。〇災害の前後については、巡回をして安全に関する助言や安否の確認をして、緊急時に適切な支援につなぐことができるよう対応した。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇継続的に訪問することにより、体調や意向の変化からニーズを把握して、地域生活への移行につながっている。〇また、災害を機に、安定した生活への助言を行うことができている。 |
| （3）課題・問題点 | 〇ホームレスの高齢化が進んでいるため、体調の悪化や認知症発症の疑いのあるケースが多くみられる。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇引き続き、継続的な面談等により、個々の状況やきめ細かいニーズの把握に努める。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　１　巡回相談指導事業による伴走型支援の実施（４）ホームレス個々の状況やニーズを踏まえた支援方策の検討 |
| 実施計画内容 | 〇ホームレスの多くは、社会的、経済的及び個人的要因が複合的に重なり合った課題を抱えているため、個々のケースごとに、関係機関や専門職との連携を図り、状況やニーズを踏まえた支援方策を検討します。 |
| （1）事業実績 | 〇巡回相談指導事業では、次のとおり専門職による個別支援を行い、支援方策を検討した。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇複合的な課題について、様々な機関や職種の視点から、ホームレスの理解や問題解決のための支援方策の検討をすることができた。 |
| （3）課題・問題点 | 〇特になし。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇医療に関わる相談が多いことから、専門職との連携を図り、支援方策の検討に活用していく。〇弁護士・司法書士による相談は、ホームレスへの人権侵害問題が発生した場合や多重債務問題に関係することから、今後も継続して実施する。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　１　巡回相談指導事業による伴走型支援の実施（５）ホームレス個々の支援方策を踏まえた自立支援の実施 |
| 実施計画内容 | 〇福祉事務所、自立相談支援機関、保健所・医療機関などの関係機関、社会福祉法人やＮＰＯ等民間団体と連携、協力し、ホームレスの路上生活からの脱却及び自立に向け、個別のニーズに応じた伴走型支援を実施します。〇保健師や精神保健福祉士などの専門職の同行による健康相談、保健指導を定期的に行い、ホームレスの健康維持、清潔な衛生状態の保持、心身の疾病や障がいの可能性などの早期発見に努めます。また、受診を要するホームレスを把握した場合、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号の無料低額診療事業をいう。以下同じ。）の紹介など情報提供を行うとともに、福祉事務所、自立相談支援機関、保健所などの関係機関と連携し、必要な治療を受けることができるよう、医療機関への受診につなげます。〇多重債務や人間関係のトラブルなど様々な問題を抱え、専門職の援助を必要とするホームレスが多く把握されていることから、弁護士などの法律相談や、自立相談支援機関を通じて法テラスなど専門の相談機関を紹介するなどにより、課題の解決を図ります。〇女性や児童を伴うホームレスに対しては、福祉事務所、自立相談支援機関、婦人相談所、児童相談所などの関係機関と連携し、性別や年齢に配慮したきめ細やかな支援を行います。〇社会との関わりを望まないホームレスに対しては、ホームレス自らが自立生活をめざすことができるよう、個々の事情に対応した粘り強い相談支援を継続的に行うとともに、必要に応じ保健師や精神保健福祉士などが同行する相談支援を行います。また、保健所や専門の相談機関と連携、協力し、社会的関係の回復をめざした支援を行います。 |
| （1）事業実績 | 〇巡回相談指導事業では、次のとおり相談支援及び専門職による個別支援を行った。〇次のとおり関係機関との連携を行った。〇女性相談センターにおけるホームレスの一時保護件数は、令和元年度２件、令和２年度３件、令和３年度２件、令和４年度１件であり、関係機関との連携や社会資源等に関する情報提供等を通じた自立支援を行った。子ども家庭センターにおいては、児童を伴うホームレスに対し、児童の一時保護や施設入所等について説明するとともに、虐待の可能性がある場合は職権による一時保護を検討するなど、適切に対応した。〇社会との関わりを望まないホームレスに対しては、定期的な訪問をし、生活上の相談・助言等を行った。丁寧な関わりをしたため、聞き取りを拒否されることは少なく、信頼関係を構築することができた。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇専門職と連携して、多様な課題を抱えるホームレスの個々の状況に応じた支援をした。○福祉事務所や施設管理者と連携し、医療機関につなぐことができたが、受診調整に時間を要したケースもあった。〇関係機関との情報交換や同行訪問を行った。また、専門機関の相談につなぐ等、ホームレスの個々の状況やニーズに応じたきめ細かな支援を行った。〇女性や児童をともなうホームレスに対し、生活保護による住宅設定や救護施設等への入所支援など、自立支援につなげた。〇定期的な訪問がホームレスとの関係の構築につながっている。中には関わりを拒否する者もいるが、巡回をすることで関わりをもつことができている。 |
| （3）課題・問題点 | 〇きめ細かな支援を実施するには、生活困窮者自立支援制度の支援調整会議などによる関係機関との情報共有や支援方策の検討をする支援体制の構築が必要である。○円滑に医療の確保ができるよう、医療機関の情報を把握することが課題である。〇女性のホームレスの住宅設定や入所支援の調整にあたり、通知等の解釈により措置元（実施主体）の判断が異なり、その結果、支援が十分に受けられない事象が発生することが課題である。〇令和６年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるが、困難な問題を抱える女性の中には、配偶者等の家族からの暴力被害や性暴力被害からホームレスとなることを余儀なくされる者がいるため、婦人相談所等と連携を深めていくことが課題である。また、令和５年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されたが、性的マイノリティのホームレスについて、個々の事情について配慮することが必要である。〇関係構築をして継続的な支援を行うには、支援者のノウハウの継承が必要である。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇ホームレスの個々の課題に応じたきめ細かな支援を行うため、引き続き、専門職による個別支援を実施する。○ホームレスが必要な治療を受けることができるよう、引き続き、関係機関と連携し、医療機関への受診につなげる。〇困難な問題を抱える女性や性的マイノリティのホームレスを含めて、引き続き、関係機関と連携して支援を行っていく。〇保護を必要とする女性や児童を伴うホームレス等に対しては、福祉事務所、女性相談センター、子ども家庭センター等関係機関と連携し、性別や年齢に配慮したきめ細やかな支援を引き続き行う。〇社会との関わりを望まないホームレスに対しては、引き続き、定期的な訪問と継続的な支援を行っていく。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課福祉部子ども家庭局家庭支援課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　１　巡回相談指導事業による伴走型支援の実施（６）緊急に行うべき援助の実施 |
| 実施計画内容 | 〇健康状態の悪化や事故などにより緊急の援助を必要とする場合は、福祉事務所、自立相談支援機関、保健所、救急などの関係機関と連携し、医療機関への搬送や受診の同行など、適切な医療の確保を図ります。〇台風や洪水などホームレスに被害の及ぶおそれのある災害時には、施設管理者などの関係機関と連携し、迅速かつ適切な措置を講じます。 |
| （1）事業実績 | ○巡回時に、体調や受診希望について確認をし、状況に応じて、受診の調整等を行った。〇災害時には、早めに巡回相談指導事業者から避難できる支援があることを説明し、被害が及ばないように支援をした。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○福祉事務所や施設管理者と連携し、医療機関につなぐことができたが、受診調整に時間を要したケースもあった。〇施設管理者等との連携、ホームレスとの関係構築ができていたため、台風や災害時に、迅速かつ適切な対応をすることができた。 |
| （3）課題・問題点 | ○健康状態の悪化や事故などにより緊急の援助を必要とする場合に、円滑に医療の確保ができるよう、医療機関の情報を把握することが課題である。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○引き続き、関係機関と連携して、医療の確保を図る。〇災害時は、ホームレスに被害が及ぶ可能性があるため、引き続き施設管理者等の関係機関との連携強化に努める。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　１　巡回相談指導事業による伴走型支援の実施（７）路上生活から脱却した者に対する再び路上生活に戻ることの防止に資する支援の実施 |
| 実施計画内容 | ○路上生活から脱却した者が地域で孤立した生活を営み、再び路上生活に戻ることのないよう、必要に応じ、福祉事務所、自立相談支援機関などの関係機関、社会福祉法人やＮＰＯ等民間団体、民生委員・児童委員やＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー：地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う者）と連携し、見守り支援や相談支援のネットワークを構築します。○大阪市を除く府域においては、地域における個別相談会を定期的に企画し、地域生活上の相談支援を行います。必要に応じ、福祉サービスの紹介や、身近な地域での社会参加・生きがい等に関するプログラムの情報提供、就労に係る助言などを行います。 |
| （1）事業実績 | 〇民生委員・児童委員を対象とした会議等において、ホームレス自立支援施策に関する情報提供を行った。〇福祉事務所等の関係機関への同行をして手続きの支援を行った。また、公共料金の支払いや家計管理、債務、健康等の相談を行い、路上生活からの脱却後の地域生活の支援を行った。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇民生委員・児童委員を対象に情報提供を行ったことにより、委員から巡回相談指導員へ、ホームレス発見の連絡があるなど、ホームレス支援に繋がった。〇関係機関と連携し、地域生活の見守り支援やネットワークの構築ができた。○個別相談会については、ニーズがなかったため、実施しなかった。 |
| （3）課題・問題点 | 〇地域生活へ移行する際は、支援の主体が巡回相談指導事業から他の支援機関に変更となるため、関係機関と連携していくことが必要である。○地域生活上の相談支援の実施方法を見直す必要がある。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇引き続き、関係機関と連携して、見守り支援や相談支援のネットワークを構築する。○今後は、個別相談会としてではなく、個々の状況に応じて、情報提供、就労に係る助言などを行っていく。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |